（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（観光圏内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式） **第九条の二**　法第十二条第四項の規定により観光圏内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記第二号様式」とする。	（観光圏内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式） **第九条の二**　法第十二条第四項の規定により観光圏内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の四中「第九号様式」とあるのは、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記第二号様式」とする。

（国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類） **第十六条**　法第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。	（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類） **第十六条**　法第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。

規定	書類	
法第十八条第一項	旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録に係る部分	実施主体の商号、主たる営業所の名称及び所在地、代理する旅行業者の氏名又は名称並びに住所を記載した書類並びに旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）第一条の四第一項第一号及び第二号に掲げる書類
	（略）	（略）

（奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式）

第二十条　法第十八条第四項の規定により奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する場合において、旅行業法施行規則第二十七条の七中「第十号様式」とあるのは、「奄美群島振興開発特別措置法施行規則別記第八号様式」とする。

（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類） **第二十条**　法第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。	（観光旅客滞在促進事業を定めた産業振興促進計画の認定の申請の際に添付すべき書類） **第二十条**　法第十八条第一項の国土交通省令で定める書類は、次の表の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同表の下欄に掲げる書類とする。

規定	書類	
法第十八条第一項	旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録に係る部分	実施主体の商号、主たる営業所の名称及び所在地、代理する旅行業者の氏名又は名称並びに住所を記載した書類並びに旅
		実施主体の商号、主たる営業所の名称及び所在地、代理する旅行業者の氏名又は名称並びに住所を記載した書類並びに旅